

料金後納  
郵便

親展



年末調整・確定申告で必要になる大切なお知らせです。

**重要** 社会保険料 控除証明書  
(国民年金保険料)

**!** 開封前にもう一度あて名をご確認ください  
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

宛先不明の場合の返送先  
〒

社会保険料控除の申告の際は、このが切取り取って使用ください。

### 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名  
住 所

令和6年中(令和6年1月1日から令和6年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令和6年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長



#### 【令和6年中の納付済保険料額】

社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。  
「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」又は「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、控除証明書に加えて領収書を添付のうえ、合算して申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額 + ②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和6年中に納付した月を、「見」は令和6年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

令和6年1月1日から令和6年9月30日までに納付した保険料額です。

- 以下の場合には表示されません。
- ・国民年金第1号被保険者ではない場合
  - ・令和7年3月または令和8年3月までの保険料を前納している場合
  - ・令和6年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替者・クレジット納付者を除く） など

音声コード

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

切取り取る際は、この線を切ってください。

